

## 箱根ジオパーク・ロゴマーク使用協力金算定基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、箱根ジオパーク・ロゴマーク使用取扱要綱（以下、「要綱」という。）第9条第1項に規定される協力金について、必要な事項を定めるものとする。

### (算定方法)

第2条 協力金の算定方法は次に定めるとおりとし、次の各号のいずれかを会長とロゴマークを使用しようとするものが協議の上、決定する。

- (1) 製品1種類につき年額1万2千円（使用期間が1年に満たない場合は月割とする。）
- (2) 製品1種類につき販売単価に販売数量を乗じたものに0.5%を乗じた額（これを下限とする。）

### (納付)

第3条 ロゴマークを使用して作成し、又は製造する物件の販売を希望し、その使用承認を受けたもの（以下、「使用者」という。）は、使用期間が1年を経過するごと（試用期間が1年に満たない場合にあつては、使用期間終了後）に当該使用期間に係る協力金を会長に納めるものとする。ただし、前条第2号に掲げる算定方法による協力金（使用期間が1年以上の場合に係るものに限る。）にあつては、使用期間が半年を経過するごとに納めることができる。

2 協力金は、使用者と会長があらかじめ協議の上、決定した日までに、一括して納めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成25年3月4日から施行する。